

写

事務連絡  
平成26年12月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第498号)が公布され、平成27年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成27年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表Ⅱ区分112の(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)

① 標準型

B0021120901

② 自動調整機能付き

B0021120902

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ペースメーカー					
(1) シングルチャンバ					
① 標準型	B002	112	01	01	
② MR I 対応型	B002	112	01	02	
(2) 削除					
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002	112	03		
(4) 削除					
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002	112	05		
(6) デュアルチャンバ (IV型)					
① 標準型	B002	112	06	01	
② MR I 対応型	B002	112	06	02	
(7) トリプルチャンバ (I型)					
① 標準型	B002	112	07	01	
② 極性可変型	B002	112	07	02	
(8) トリプルチャンバ (II型)					
① 単極用又双極用					
ア 標準型	B002	112	08	01	1
イ MR I 対応型	B002	112	08	01	2
② 4極用	B002	112	08	02	1
(9) トリプルチャンバ (III型)					
① 標準型	B002	112	09	01	
② 自動調整機能付き	B002	112	09	02	

改正前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

112 ペースメーカー					
(1) シングルチャンバ					
① 標準型	B002	112	01	01	
② MR I 対応型	B002	112	01	02	
(2) 削除					
(3) デュアルチャンバ (I型・II型)	B002	112	03		
(4) 削除					
(5) デュアルチャンバ (III型)	B002	112	05		
(6) デュアルチャンバ (IV型)					
① 標準型	B002	112	06	01	
② MR I 対応型	B002	112	06	02	
(7) トリプルチャンバ (I型)					
① 標準型	B002	112	07	01	
② 極性可変型	B002	112	07	02	
(8) トリプルチャンバ (II型)					
① 単極用又双極用					
ア 標準型	B002	112	08	01	1
イ MR I 対応型	B002	112	08	01	2
② 4極用	B002	112	08	02	1
(9) トリプルチャンバ (III型)	B002	112	09		